

びんごクリエイターズラボ企画運営業務委託仕様書（案）

1 業務名称

びんごクリエイターズラボ企画運営業務委託

2 業務の目的

備後圏域（広島県福山市、三原市、尾道市、府中市、竹原市、世羅町及び神石高原町並びに岡山県笠岡市及び井原市。）（以下「圏域」という。）では、転出超過が継続しており、特に 10 歳代後半から 20 歳代前半の若者が進学又は就職時期において、圏域外に転出する傾向がある。

一方で、圏域には、高校生又は大学生等（以下「学生」という。）が、ものづくりなど様々な技術や知識を学び、研究活動に取り組む教育機関（高校・大学等）が多く存在するとともに、製造業をはじめとする企業のほか、デザイナー、イラストレーター、映像制作者、プログラマー等のクリエイター（以下「クリエイター」という。）が多様な分野で活躍している。

圏域の学生と企業・クリエイターをつなぎ、共に研究や制作活動等を行うことで、学生が、企業・クリエイターの魅力を知り、圏域で働く選択肢につなげることで、圏域への定住・定着、将来的な U ターンを後押しする。

3 履行期間

契約締結日から 2027 年（令和 9 年）3 月 31 日まで

4 業務場所

本業務における履行場所は、次のとおりとする。

- (1) 福山市企画財政局企画政策部備後圏域連携推進室（福山市東桜町 3 番 5 号）
- (2) 受注者の所在地
- (3) 発注者が指定した場所
- (4) その他、本業務の実施において必要な場所

5 びんごクリエイターズラボ

(1) 概要

2 を踏まえ、学生と企業若しくはクリエイター又は企業とクリエイターによる共同研究、共同制作活動（以下「コラボレーション活動」という。）を実施し、その成果を発表する場などを開催する。

(2) 実施回数・実施期間

ア コラボレーション活動

実施組数は提案によるものとする。

予算の範囲内で過半数以上の圏域市町の学生、企業又はクリエイターを参加させること。

イ 成果発表会（以下「イベント」という。）

1 回以上

ウ 成果物等の巡回展示（以下「巡回展示」という。）

圏域市町において、3 箇所以上

(3) イベント及び巡回展示の入場料

無料

6 委託内容

(1) コラボレーション活動の企画・実施

- ・ 5 (2)に掲げるコラボレーション活動を企画・実施すること。
- ・ コラボレーション活動に参画する学生と企業又はクリエイター（以下「企画参加者」という。）の募集及び協力交渉を行うこと。（企画参加者に対する企画説明を含む。）
- ・ 各教育機関（高校・大学等）等からコラボレーション活動の会場までの学生の移動手段（貸切バスやタクシー等）を確保すること。

学生の移動において、貸切バス又はタクシーを使用する場合、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第4条に規定する国土交通大臣の許可を受けた事業者（以下「事業者」という。）を選定することとし、企画参加者等の移動における安全を確保すること。特に、貸切バスを利用する場合は、事業者から交付された運送引受書の写しを、事前に発注者へ提出すること。

- ・ 企画参加者等からの問合せ等に対応すること。
- ・ 企画参加者は、コラボレーション活動における制作品そのものを営利目的で利用できないものとする。ただし、デザインの再利用のほか、複製やデザインの一部改変など、新たに制作するものについては、発注者が費用を負担しないことを条件として、営利目的での利用ができるものとする。

(2) イベントの企画・実施

- ・ 多くの企画参加者が参加し、交流できるようなイベントを企画・実施すること。
- ・ イベントの会場を確保すること。
- ・ 企画参加者に対して、事前にプログラム、会場レイアウト、物品搬入、駐車場、会場設備、控室、問合せ先などの説明を行うこと。
- ・ イベントの会場運営を行うこと。
- ・ イベントにおいて、制作品等の搬入及び会場設営を行うこと。
- ・ 会場の規定を遵守し、会場の職員の指示に従うこと。
- ・ イベントは、企画参加者及び一般来場者等（以下「参加者」という。）の安全性を確保すること。
- ・ イベントにおいて、参加者の問合せに対応できるように会場にスタッフを配置すること。
- ・ イベントの運営について、全てのスタッフが問合せや不測の事態等に対応できるように、状況共有を行える体制を確保すること。

- ・ イベント終了後、会場の規定及び会場の職員の指示に従った上で、速やかに会場及び備品等の撤収を行うこと。
- (3) 巡回展示の企画・実施
- ・ 圏域市町において、巡回展示を企画・実施すること。
 - ・ 巡回展示の会場を確保すること。
 - ・ 企画参加者に対して、事前に制作品を巡回展示することなどの説明を行うこと。
 - ・ 巡回展示において、成果物等の搬入及び会場設営を行うこと。
 - ・ 会場の規定を遵守し、会場の職員の指示に従うこと。
 - ・ 巡回展示は、参加者の安全性を確保すること。
 - ・ 巡回展示終了後、会場の規定及び会場の職員の指示に従った上で、速やかに会場及び備品等の撤収を行うこと。
- (4) 制作品の返還
- ・ イベント及び巡回展示終了後、制作者に帰属する制作品について、速やかに返還すること。
- (5) 広報及びプロモーション活動
- ・ (1)、(2) 及び(3)に係る広報及びプロモーション活動の企画・実施
事前にチラシ等の広報媒体を作成するなど、余裕をもった広報活動を行うこと。
- (6) アンケートによる調査・分析
- ・ (1)及び(2)の参加者アンケートの企画・実施・集計・分析
属性、満足度、参加のきっかけ、今後の本事業の在り方等
- (7) 実施内容の記録
- ・ (1)、(2)及び(3)に係る記録用及び広報用の写真を撮影すること。
 - ・ 広報資料等に掲載することを想定した写真を積極的に撮影すること。
 - ・ 著名人が出演する場合、当該著名人等又は所属事務所等と写真の使用許諾に関する交渉を行うこと。
- (8) その他
- ア 受注者は、本業務の進捗状況等を定期的に発注者に報告するほか、発注者との打合せを必要に応じ適宜行うこと。
- イ 本業務の実施に必要な経費（旅費、資料作成費、巡回展示等における成果物等の移動費、制作者に帰属する制作品の返還費等を含む）は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用は負担しない。
- ウ 本業務の実施において、打ち合わせた結果は記録簿にとりまとめ、速やかに発注者に提出して了解を得ること。また、発注者に本業務に係る協議・検討資料の提出を求められたときは、これに応じること。
- エ 受注者は、本業務と連携して行われる発注者の他の取組等に協力すること。
- オ 制作品は制作者に帰属するものとする。
- カ 受注者は、善良な管理者の注意をもって制作品等を管理しなければならない。本業務遂行中、制作品等に破損、盗難等が生じた場合、受注者は制作者に対してその損

害を賠償しなければならない。ただし、制作者が第三者から損害賠償を受けられる場合又は制作者が損害賠償を請求しないこととした場合についてはこの限りでない。

7 成果品

(1) 成果品と納入時期

次のアとイはイベント又は巡回展示の実施前において、発注者が指定する日までに、ウからオは履行期間末日までに、データ（必要に応じて、発注者の指示により紙媒体）で納品すること。

ア ビンゴクリエイターズラボ実施マニュアル（企画参加者要項など）

イ ビンゴクリエイターズラボの広報用媒体（チラシ等）

ウ ビンゴクリエイターズラボに関する打合せ、調査、協議、検討資料

エ ビンゴクリエイターズラボ実施内容及び 6（6）アンケートによる調査・分析を踏まえた成果・課題・今後の展望を記載した報告書

オ その他発注者が指示するもの

(2) 成果品の納入先は福山市企画財政局企画政策部備後圏域連携推進室とする。

(3) 成果品の納品日は発注者と受注者が協議の上、決定する。

(4) 6（8）オ以外の成果品は、全て発注者に帰属することとし、受注者は発注者の承認を得ずに使用又は公表しないこと。

8 その他

(1) 大規模事故や気象警報発生時等の不測の事態において、発注者の指示により、コラボレーション活動、イベント及び巡回展示の一部又は全部の実施ができない場合の委託料は、発注者及び受注者の協議の上、決定する。

(2) 本業務の履行に当たっては、契約約款及び本仕様書に基づき実施すること。

なお、契約約款及び本仕様書に記載されていない事項又は疑義が生じた場合、発注者と受注者で協議の上、実施すること。

(3) 従事者の交代時は、業務連絡を綿密にし、業務に支障をきたさないこと。

(4) 本業務の実施に際しては、関係法令を遵守し、本業務に必要な関係官庁への申請・届出は受注者が行うこと。

(5) 本業務遂行中に、受注者が福山市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに福山市にその状況及び内容を書面により報告した上で、全て受注者の責任において処理解決するものとし、福山市は一切の責任を負わないものとする。

(6) 本業務により得られる著作物の著作権者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこと。また、受注者は本成果品の制作に関与したものについて著作権を主張せず、著作権者人格権についても行使させないことを約すること。

(7) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはで

きないこととする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、発注者と協議の上、業務の一部を委託することができる。

- (8) 受注者が業務委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をはじめとする個人情報保護に関する法令等を遵守すること。
- (9) 受注者は、本業務の実施において、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないこととする。また、業務委託契約が終了した後も同様とする。
- (10) 発注者は、本業務を実施する上で必要な資料を受注者に貸与するものとし、受注者は責任をもって貸与資料の管理を行うとともに、本業務完了後速やかに返却すること。